

# 令和5年 第9回

## 豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年9月15日(金) 午後1時30分  
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

### 出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	×			

### 農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇  
係 長 原尻 雄一  
係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑  
農業振興課 曲 賢治 首藤 英樹  
甲斐 久満 佐藤 利彦

### 議事録署名委員の指名

7番 山崎 淳三 8番 廣瀬 正雄

### 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告

### 議 事

- (1) 議案第 48 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (3) 議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づく
- (4) 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更について
- (5) 議案第 51 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 52 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (8) 議案第 54 号 現況証明（非農地証明）について

## 会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いいたします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第9回豊後大野市農業委員会を開会いたします。  (とき：午後2時04分)
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### (2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 7番：山崎淳三委員、8番：廣瀬正雄委員にお願いします。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------

### (3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第8回定例総会から本日の令和5年第9回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた3点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。  (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第16号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。  (議案書のとおり番号1番から番号8番までの8案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。  [ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。 続いて、「報告第17号農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の2ページをお開きください。  (議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。  [ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

#### (4) 議 事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第48号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは農地転用見込みについて説明させていただきます。 農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。 令和5年9月15日提出 豊後大野市長 川野 文敏  (議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番及び番号2番の2案件を1番：麻生祐三子委員にお願いいたします。
1番委員	緒方の麻生祐三子です。9月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。 申請地は、水路が使用出来なくなったことから、農地法4条許可を取得せずに平成25年頃に植林を行った土地であり、現況は山林として管理をしているため、是正のた

	<p>めに除外をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。</p> <p>農地転用の許可の可否は、第4条申請が必要となります。</p> <p>地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、隣接する居宅とともに、隣接農地の農業用倉庫兼資材倉庫として平成7年に建築し、道路部分については、宅地への進入路を拡幅し利用するようになりました。この度、一体的な宅地として利用している部分について分筆を行ったため、除外をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は概ね60ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の(e)の(e)の「既存の施設の拡張(既存敷地面積の2分の1を超えない)に該当するため、許可できるもの」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の可否は、申請は必要なく、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を9番：渡邊丸美委員をお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。9月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号3番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請者は現在市外に居住しており、申請地の管理に苦慮していました。その折に、太陽光発電設備の設置を目的に申請地を譲ってくれないかと業者から相談があり、売買で話がまとまったことから、除外をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。</p> <p>農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。</p> <p>地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第48号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、2番委員。</p>
2 番委員	<p>番号3番の太陽光発電施設についてなのですが、パネルがどれくらいの高さなのか教えていただけますでしょうか。</p>
農業振興課	<p>低い側の高さが60cmから70cm、高い側が約1m、杭を地中に1mから2m程打ち込むという計画になっております。</p>
2 番委員	<p>太陽光パネルの下は草刈りしてそのままの状態とのことですが、草刈りなどの管理を</p>

議 長	<p>しっかりするというような話し合いはできているのでしょうか。</p> <p>現地は、他の田から離れて独立しているようなかたちになっているので、近隣の農地に迷惑をかけるような農地ではなかったように思います。</p> <p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 48 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第 48 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 48 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第 49 号の説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和 5 年 9 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和 5 年 9 月 19 日公告予定分を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、議案第 49 号の案件につきましては、11 番：衛藤英教委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。</p> <p>(11 番委員 退室)</p>
議 長	<p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第 49 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 49 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 49 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p>

	<p>11 番委員の入室を認めます。</p> <p>(11 番委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてを議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第 50 号の説明をさせていただきます。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を別紙のとおり変更するために、農業経営基盤強化促進法第 6 条第 4 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める 令和 5 年 9 月 1 5 日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)を朗読)</p>
議 長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、事前に変更案をご提示しておりましたので、議案第 50 号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、5 番委員。</p>
5 番委員	<p>17 ページに「本市が主体的に行う取り組み」とあるのですが、2 番の(2)に記載のある「販路開拓」というのは、どこの部署が担当しているのでしょうか。</p>
農業振興課	<p>市の担当部署といたしましては、私達、農業振興課が主な担当となります。豊肥振興局や関係機関と連携して開拓を行っていくというふうになっております。</p>
5 番委員	<p>わかりました。あと、13 ページに記載の就労時間の箇所について、2,000 時間程度、年間農業所得が 420 万との記載がありますが、この 420 万というのは粗利ですか。</p>
農業振興課	<p>420 万の 8 割程度までの、収入から経費を引いた所得ということで捉えていただきたいと思います。認定農業者の認定審査の際に年間所得を基準としており、ここに 420 万程度という記載をさせていただいておまして、大体 8 割までは認定するとの審査基準を設けているというところであります。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、12 番委員。</p>
12 番委員	<p>土地の利用率ということで 90%とあるのですが、どういう算出の仕方なのでしょうか。</p>
農業振興課	<p>はい。資料 18 ページですが、こちらは農地中間管理機構を通して農地を集積した面積の割合についての記載です。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 50 号 農業経営基盤強化促進法第 6 条の規定に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更については、原案のとおり「問</p>

	<p>題ない」といたします。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時59分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後3時00分)</p>
議 長	<p>次に「議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、あわせて概要書の3ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号6番までの6案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号6番までの6案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番から番号4番までの4案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>三重の小野末芳です。9月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、地元に住居しておらず管理が難しいことから、これまで譲受人に管理をお願いしていました。</p> <p>今回、譲渡人から、譲受人に申請地を譲りたいと相談したところ、譲受人も経営地に近く利便性も良いことから売買で話がまとまったため申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、高齢で農業もしていないことから、これまで申請地の管理を譲受人にお願いしていました。今回、改めて、譲受人にもらってくれないかと相談したところ、売買で話がまとまったため申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であったことから、譲受人に居宅と共に申請地を譲り渡したいと相談したところ、今回購入した居宅の近くにあり利便性も良いことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■■さんから、譲受人■■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、農地を相続しましたが、農業をしていないため農地の管理に苦慮していました。今回、譲渡人から、譲受人に譲りたい旨を相談したところ、譲受人も自宅から近</p>

議 長	<p>く利便性も良いことから贈与で話がまとまったため申請するものです。  審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。  以上、報告します。</p>
13 番委員	<p>次に、番号5番及び番号6番の2案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の志賀義和です。9月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は申請地を相続しましたが、営農していないため農地の管理に苦慮しており、譲受人に農地の管理を依頼していました。譲受人は近隣で営農している兼業農家で、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談があり、申請地は経営地に隣接し、利便性もよいことから、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号6番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲渡人は、高齢で農業をするのが困難になり、譲受人に農地の管理を依頼していました。譲受人は近隣で営農している兼業農家で、この度、譲渡人からもらって欲しくないかと相談があり、申請地は経営地に隣接し、利便性もよいことから、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第51号の番号1番から番号6番までの6案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第51号の番号1番から番号6番までの6案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第51号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、あわせて概要書の9ページ、図面の1ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p>



12 番委員	<p>それでは、番号1 番の1 案件を12 番：小野末芳委員にお願いいたします。</p> <p>三重の小野末芳です。9月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1 番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は、令和2年6月開催の農業委員会定例会において、農地法第3条の許可を得て取得した土地ですが、取得後、三重町土地改良区の受益地でないことが判明し、水利もなく作付けできる作物がなかったことから、令和3年3月にクヌギを植林しました。</p> <p>今回、違反転用箇所を是正するため、申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の「第3種農地の転用は、許可をすることができる」に該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第52号の番号1 番の1 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第52号の番号1 番の1 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第52号の番号1 番の1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1 番の1 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に「議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、概要書の10ページ、図面の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1 番の1 案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1 番の1 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1 番の1 案件を2 番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>三重の後藤綾子です。9月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1 番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。</p> <p>譲渡人は申請地を相続しましたが、市外に居住しているため、管理に苦慮していました。譲受人は、建築工事等を請け負う会社ですが、コロナ禍により経営状況が難しくなり、新規事業を模索していたところ、住宅メーカーを通して申請地でのアパート経営を紹介されました。譲渡人に相談した結果、売買で話がまとまり申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の「第3種農地の転用は、許可をすることができる」に該当すると認められ、問題ないと認められました。</p>

議 長	<p>以上、報告します。</p> <p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 53 号の番号 1 番の 1 案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、5 番委員。</p>
5 番委員	<p>都市計画区域の有無の部分で、用途地域で「第 1 種低層住宅専用地域」とあるのですが、何m程度が低層住宅地域なのですか。</p>
事務局	<p>都市計画区域の用途指定というのは市が行います。建物の高さ制限は、計画作成当時 10m となっています。現在は少し上がっているかと思います。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 53 号の番号 1 番の 1 案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 53 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 54 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 5 ページ、概要書の 11 ページ、図面の 7 ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 2 番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2 番委員	<p>三重の後藤綾子です。9 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第 4 条の許可を取得せずに一般住宅を建築した土地ですが、建築後 20 年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧及び砕石敷により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号 2 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡母が農地法第 4 条の許可を取得せずに資材用倉庫を建築した土地ですが、建築後 20 年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷とし</p>

	<p>て既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号3番の案件についても、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡母から相続した土地ですが、狭小で傾斜もあり耕作に不向きであったことから耕作を放棄し、また、市外に居住しているため今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>14 番委員</p>	<p>次に、番号4番の1案件を14番：三代忠佑委員にお願いいたします。</p> <p>清川の三代忠佑です。9月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号4番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第4条許可を取得せずに農産物加工所を建築した土地で、建築後20年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧及びコンクリート敷きにしており、周囲への影響はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>9 番委員</p>	<p>次に、番号5番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の渡邊丸美です。9月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号5番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、傾斜地にある狭小な農地で、耕作に不向きなことから耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>1 番委員</p>	<p>次に、番号6番の1案件を1番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の麻生祐三子です。9月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いた</p>

	<p>します。</p> <p>番号6番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、狭小な農地であったため、農地法第4条許可を取得せずに駐車場用地として20年以上利用している土地で、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるものうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められますとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号7番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。9月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号7番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、遠隔地に移転し管理が困難になったことから耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号8番及び番号9番の2案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p>
13番委員	<p>朝地の志賀義和です。9月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号8番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、遠隔地に移転し管理が困難になったことから耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みがないことから申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号9番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡父の代から耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みがないため、申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号10番及び番号11番の2案件を11番：衛藤英教委員にお願いいたします。</p>
11番委員	<p>大野の衛藤英教です。9月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>番号 10 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、耕作放棄され原野化しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号 11 番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡祖父が傾斜地で耕作に不向きであり耕作放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	次に、番号 12 番の 1 案件を 4 番：後藤栄治委員にお願いいたします。
4 番委員	<p>大飼の後藤栄治です。9 月 7 日に行いました大飼地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号 12 番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、平成 2 年 3 月に給油所として建築し、建築後 20 年以上経過しているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 54 号の番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>はい、2 番委員。</p>
2 番委員	7 番と 10 番の案件は、農用地区域内とありますが、農業振興地域から除外したあとの案件なのですか。
事務局	農家台帳を整理する上で、非農地化している農地は全て農業振興地域から落とすという方向性を国が示しており、農地法の運用に基づき山林化しているような農地については、非農地扱いとし、次回の農業振興地域の見直しの時点で除外するというような流れとなっております。
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 54 号の番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 54 号の番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第 54 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 12 番までの 12 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p>
議長	<p>これをもちまして、令和 5 年第 9 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>（とき、午後 3 時 39 分）</p>

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 7 番委員 山崎 淳三

〃 8 番委員 廣瀬 平樹